

## 横浜市営住宅条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定（令和 6 年 4 月 1 日施行）に伴い、横浜市営住宅条例（以下「市営住宅条例」という。）の文言の追加及び変更が必要となり、市営住宅条例の一部を改正します。

また、建替事業の実施に伴い、令和 6 年度にしゅん工する予定の中村町住宅及び瀬戸橋住宅について、市営住宅条例の別表に住宅名を追加します。

なお、両住宅とも建替え前は横浜市改良住宅条例（以下「改良住宅条例」という。）に位置づけた改良住宅でしたが、建替えにより、

- ・改良住宅の入居者向けの住戸は改良住宅条例における『更新住宅』（市第 122 号議案）
  - ・新たな入居者向けの住戸は市営住宅条例における『公営住宅』（本議案）
- として位置づけます。

### 2 改正部分の概要

#### (1) 一部改正する概要

##### ア 入居者資格の文言追加

市営住宅条例第 7 条第 2 項第 9 号イにおいて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者」と規定していますが、これまで第 10 条第 1 項にまとめられていた「裁判所がした命令の申立てを行った者」の規定が第 10 条第 1 項と第 10 条の 2 に分けて規定されることになったため、「第 10 条第 1 項」の次に「及び第 10 条の 2」を追記します。

##### イ 入居者資格の文言変更

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 9 条において「女性相談支援センター」が新設されたこと、及び同法附則第 8 条において「この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第 34 条第 1 項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。」とされたことから、市営住宅条例第 7 条第 2 項第 9 号エにおいて「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改正します。

#### (2) 条例別表に追加する住宅の概要

##### ア 中村町住宅

所在地：南区中村町 3 丁目 211 番地外  
構造・階数：鉄筋コンクリート造 地上 5 階建て 1 棟  
戸数：公営住宅 14 戸（ほか更新住宅 44 戸 合計 58 戸）

##### イ 瀬戸橋住宅

所在地：金沢区洲崎町 3 番地  
構造・階数：鉄筋コンクリート造 地上 10 階建て 1 棟  
戸数：公営住宅 48 戸（ほか更新住宅 130 戸 合計 178 戸）

### 3 施行日

令和6年4月1日

ただし、中村町住宅及び瀬戸橋住宅の別表への追加については、建物の完成に合わせて規則で定める日から施行します。